

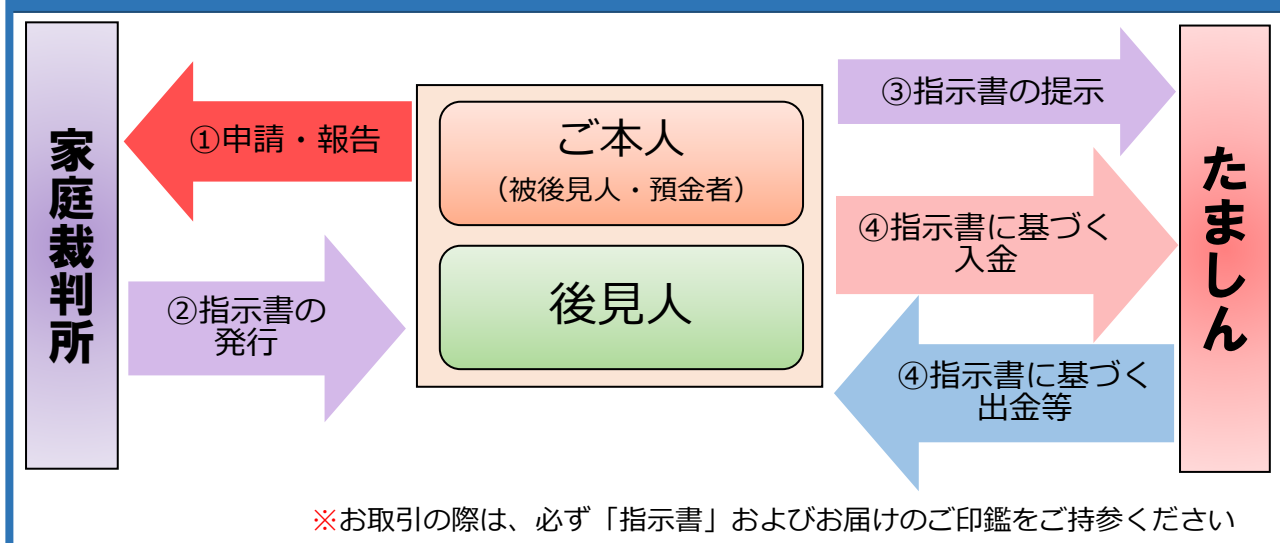
後見制度をご利用のみなさまへ

たましん後見制度支援預金

後見制度をご利用の被後見人の財産を安全に保護・管理するため、家庭裁判所の「指示書」によって、後見人が利用できる普通預金です。

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見人 (家庭裁判所が「指示書」を交付した方) ・未成年後見人
預金の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金(有利息型・無利息型)
お取引の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・すべてのお取引は、家庭裁判所の「指示書」に基づくお取扱いとなります。 ・口座開設店舗の窓口のみお取扱いいたします。 ・ATMでのご利用はできません。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・各種料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の受取りはできません。 ・インターネットバンキングのご契約はできません。 ・マル優のお取扱いはできません。
新規口座開設の際に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所発行の指示書(原本) ・後見人のご本人確認書類 ・登記事項証明書(後見登記にかかるもの・原本) ・預金取引のご印鑑 ・初回預入金(家庭裁判所の「指示書」記載金額と同額)

後見制度支援預金のイメージ図



詳しくは、または、店頭・お客さま担当までお問い合わせください。

《店頭・たましんホームページに説明書をご用意しています》

「後見制度支援預金」口座開設の流れ

後見開始又は未成年後見人選任の申立て



申立人又は後見人候補者による後見制度支援預金の利用申し出



家庭裁判所による利用適否の検討



家庭裁判所が、後見人が後見制度支援預金の利用が
適していると判断した場合

預入する金額、定期送金の金額などを設定し、家庭裁判所に後見制度支援預金を利用する旨の報告書を提出します

(注) 後見制度支援預金の利用に適さないと判断した場合は、家庭裁判所が再検討します。



後見制度支援預金口座の作成

家庭裁判所が、報告書の内容を確認し、後見制度支援預金の利用に適していると判断した場合は、「指示書」が後見人に発行されるので、「指示書」を持参して多摩信用金庫で口座作成の手続きをします



口座作成後、家庭裁判所に作成報告

・口座作成後速やかに、口座の写し等の資料を添えて報告してください